

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年3月31日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 中島 美 徳

〔定期監査〕

令和4年6月15日および9月30日告示分

監査対象：笠縫東こども園

意見・指摘事項	措置状況等
① 保育施設徴収金等の取扱いに関して、監査が行われていなかったため、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、監査を行うなど適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 保育施設徴収金については、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、早急に監査処理を行いました。今後も取扱ハンドブックに則り、適正な会計事務処理を行ってまいります。

監査対象：常盤小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① スポーツ振興センター会計の出納簿を作成しました。支出・収入、領収書の添付が明らかになるように整えました。

監査対象：矢倉小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計の出納簿が作成されておらず、監査が実施されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに基づき、出納簿を作成し、監査を実施し、適切な事務処理を行いました。今後も出納簿を作成し、監査も実施予定です。

監査対象：南笠東小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計は出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 出納簿を作成し適正に処理できるよう改善致しました。

監査対象：志津南小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計については、出納簿が作成されていなかったため、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① スポーツ振興センター会計に関わる出納簿を作成しました。今後も適正な事務処理を継続します。